

第百九十八回国
参議院内閣委員会
會議録第十五号

令和元年五月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任

中曽根弘文君
松川 るい君

補欠選任

有村 治子君
野上浩太郎君

五月十三日

辞任

石井 準一君

補欠選任

渡辺 猛之君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井 正弘君

藤川 政人君
和田 政宗君

相原久美子君
矢田わか子君

委員

有村 治子君
岡田 広君

山東 昭子君
豊田 俊郎君

野上浩太郎君
舞立 昇治君

三原じゅん子君
渡辺 猛之君

牧山ひろえ君
木戸口英司君

榎葉賀津也君
竹内 真二君

西田 実仁君
清水 貴之君

田村 智子君

国務大臣

国 務 大 臣

副大臣

内閣府副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

宮崎 一徳君

本日の会議に付した案件

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、松川るいさん、中曽根弘文君及び石井準一君が委員を辞任され、その補欠として野上浩太郎君、有村治子さん及び渡辺猛之君が選任されました。

○委員長(石井正弘君) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。山本国務大臣。

○国務大臣(山本順三君) ただいま議題となりました国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周

辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、小型無人機の急速な普及や機能向上が進展する一方、外国において小型無人機を用いたテロ事案等が発生するなど、その脅威が高まっております。

本年九月に開催が迫っているラグビーワールドカップ大会並びに来年の東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会は大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であり、これらの大会の円滑な準備及び運営の観点から、その安全確保が急務となっております。

さらに、制定時の附則第二条において、国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

これらを踏まえ、小型無人機に係る必要な安全対策について検討を進めた結果、防衛関係施設並びにラグビーワールドカップ大会、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る大会関係施設及び関係者の輸送に際して使用される空港について、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を制限する等の措置を講じる必要があるとされたところです。

このような趣旨から、本法律案を今国会に提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、その周辺地域の上空において小型無人機等の

飛行が禁止される対象施設に追加するとともに、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官に、安全の確保のための措置を講ずる権限を付与することとしております。また、これに伴い、題名を重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に改めるほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する対象大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する対象空港を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設とみなし、関係規定を適用するほか、所要の規定の整備を行うこととしております。また、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法についても、同様の規定を整備することとしております。

第三に、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(石井正弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、保育の拡充等に関する諸願(第一二六七号)
- 一、公務・公共サービス拡充に関する諸願(第一二六八号)
- 一、幼児教育・保育の無償化に関する諸願(第一

一、学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願(第一二八一号)(第一三五〇号)
一、プライバシー権侵害のマイナンパー制度を中止することに関する請願(第一三五一号)
一、プライバシー権侵害のマイナンパー制度中止に関する請願(第一三五二号)

第二六七号 平成三十一年四月十九日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 岡山県備前市 有吉農 外三百三十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二二六八号 平成三十一年四月十九日受理
公務・公共サービス拡充に関する請願
請願者 北海道旭川市 松岡俊昭 外百九十九名

紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第一二〇三号と同じである。

第二二八〇号 平成三十一年四月二十三日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 東京都品川区 水野和洋 外二百二十四名

紹介議員 山本 太郎君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第二二八一号 平成三十一年四月二十三日受理
学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願
請願者 川崎市 大前三枝子 外千九百九十九名

紹介議員 牧山ひろえ君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一三五〇号 平成三十一年四月二十五日受理
学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願
請願者 香川県高松市 坪井瑞希 外千五百九十九名
紹介議員 吉川 沙織君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一三五一号 平成三十一年四月二十五日受理
プライバシー権侵害のマイナンパー制度を中止することに関する請願
請願者 大阪府吹田市 牧野勝也 外百五十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一三五二号 平成三十一年四月二十五日受理
プライバシー権侵害のマイナンパー制度中止に関する請願
請願者 京都府乙訓郡大山崎町 稲田弘子 外十四名

紹介議員 倉林 明子君
日本経済は、アベノミクスによる円安と資材高騰、消費税八%によって失速している。社会保障は切下げと負担増ばかりで、既に国民生活は限界である。多くの中小企業・零細業者は、消費税が転嫁できず赤字でも身銭を切って納税を続ける中で廃業の危機に迫られている。今必要なことは、税率を五%に戻し景気回復につなげることである。逆に、一〇%増増税を強行すれば、日本経済は取り返しが付かない大打撃を受け、更なる財政悪化を招く。絶対にこの道は避けるべきである。酒類・外食を除く食料品を八%に据え置く軽減税率が導入されようとしている。税率一〇%が前提で、実際は軽減どころか一世帯平均で四万円円の負担増である。そもそも、五%から一〇%で十四兆円もの大増税のうち一兆円分を下げるだけで、その財源は低所得者への医療・介護の負担軽減策を

見送るなど、どこを取っても偽軽減である。また、インボイス方式が導入されようとしている。複数税率では不正経理が起る、インボイスにすれば益税がなくなると説明されるが、転嫁問題は何ら解決されず、大変な事務負担と徴税強化となり、中小業者の経営を悪化させるばかりである。さらに、インボイスを発行できない免税業者は、取引から排除されてしまう。共通番号、いわゆるマイナンパー制度が二〇二六年一月から実施となった。国民監視・選別化、徴税強化と福祉削減、情報漏えい・成り済まし犯罪の拡大など、日本社会に弊害と混乱を招くのは確実である。憲法第十三条が保障するプライバシー権の侵害として全国一斉訴訟まで起こっている。中小企業は番号記載と厳格な管理体制が求められ、漏えいには四年以下の懲役又は二百万円以下の罰則である。この対策に五人ほどの会社でも数十万円の費用負担がかかると言われ、正にマイナンパー増税である。国民の理解も進まず不安も拭えず、事業者も行政も対応が追いつかない中で、このような危険な共通番号制度は中止するべきである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律
(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正)
第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
第一条中「外国公館等」の下に、「防衛関係施設」を加え、「施設」を「重要施設」に、「及び良好な国際関係を」、「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設
第二条第二項中「いう」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次条第三項及び第五項第四項において」を「第十條第三項を除き、以下」に改める。

第十一条第一項中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「又は海上保安官を」を「海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」に改め、同条を第十二条とし、第十條を第十一條とす

の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律
(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正)
第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
第一条中「外国公館等」の下に、「防衛関係施設」を加え、「施設」を「重要施設」に、「及び良好な国際関係を」、「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設
第二条第二項中「いう」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次条第三項及び第五項第四項において」を「第十條第三項を除き、以下」に改める。

第十一条第一項中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「又は海上保安官を」を「海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」に改め、同条を第十二条とし、第十條を第十一條とす

の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律
(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正)
第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
第一条中「外国公館等」の下に、「防衛関係施設」を加え、「施設」を「重要施設」に、「及び良好な国際関係を」、「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設
第二条第二項中「いう」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次条第三項及び第五項第四項において」を「第十條第三項を除き、以下」に改める。

第十一条第一項中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「又は海上保安官を」を「海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」に改め、同条を第十二条とし、第十條を第十一條とす

る。

第九条第一項中「第三項」を「第三項本文に改め、同条第三項中「海上保安官」の下に「並びに第二項第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行」が「とあるのは小型無人機等の飛行(当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。)」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域」と、前二項中「対象施設」とあるのは「当該対象施設」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官(海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官がその場にいらない場合において、防衛大臣が警察官(海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官がその場に保安庁長官)に協議して定めるところにより、行うときに限る」と読み替えるものとする。

第九条第四項中「第三項」を「第三項本文に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「掲げる小型無人機等の飛行」の下に「(第二項第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行われるものにあつては、第一号に掲げるものに限る。)」を加え、同条第三項中「前項に掲げる」を「前項に規定する」に、「(管区海上保安本部長を(第二号に定める者)に、「国土交通省令」を「国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令」に、「(当該対象施設周辺地域が第二項第一項第一号に掲げる対象施設に係るものである場合にはは東京都公安委員会及び皇宮警察本

部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長)を「及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二項第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一 第二項第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長

三 第二項第一項第三号に掲げる対象施設(自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同じ)に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

第八条を第九条とする。

第七條中「第五條第一項」の下に、「第六條第一項」を加え、「この条及び第十一條第一項において」を削り、同条を第八條とし、第六條を第七條とする。

第五條の次に次の一條を加える。

(対象防衛関係施設の指定等)

第六條 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二條第一項の施設及び区域のうち、第一條の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するこ

とが必要であると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができる。この場合において、防衛大臣は、併せて当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察官長官と協議しなければならない。

4 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象防衛関係施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特

別措置法の一部改正)

第二条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 組織委員会への国の職員の派遣等(第三章―第十五条)を「第三章 組織委員会への国の職員の派遣等(第三章―第十五条)の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例(第十六条―第十八条)」に改める。

本則に次の一章を加える。

第四章 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例

(対象大会関係施設の指定等)

第十六条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があつたときは、組織委員会がラグビーワールドカップ大会の準備又は運営のために使用するラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設のうち、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号。以下この章において「小型無人機等飛行禁止法」という。))第二項第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下この章において同じ。による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね

三百メートルの地域を、当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十六条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十六条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

（対象空港の指定等）
第十七条 国土交通大臣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港のうち、ラグビーワールドカップ大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）
第十八条 第十六条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港

周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十六条第一項若しくは第十七条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十六条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第二条に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の開鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第三条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）」を「第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）」に、「第二十九条」を「第三十条」に改める。
第二十九条を第三十二条とする。
第四章に次の一節を加える。
第四節 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例

（対象大会関係施設の指定等）
第二十九条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があつたときは、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する大会の会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下この節において「小型無人機等飛行禁止法」という。）第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下この節において同じ。）による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

（対象大会関係施設の指定等）
第二十九条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があつたときは、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する大会の会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下この節において「小型無人機等飛行禁止法」という。）第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下この節において同じ。）による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合に、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

第三十条 国土交通大臣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港のうち、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

（対象空港の指定等）
第三十条 国土交通大臣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港のうち、大会の選手その他の関係者の

円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合に、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）
第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあっては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者と、及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港

の管理者とする。
2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
（自衛隊法の一部改正）
2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第九十五条の三の次に次の一条を加える。
（対象施設の安全の確保のための権限）
第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。
（総務省設置法及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の一部改正）
3 次に掲げる法律の規定中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改める。
一 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八十九号
二 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）附則第四条第三項

令和元年六月六日印刷

令和元年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K